議案第131号

伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正について

伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和８年10月30日提出

伊賀市長　稲　森　稔　尚

記

伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例（平成17年伊賀市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第２条中「別表１」を「別表第１」に改める。

第４条を削る。

第５条ただし書中「指定管理者が必要がある」を「市長が必要」に、「あらかじめ市長の承認を得て休業し、又は開業する」を「これを変更する」に改め、同条を第４条とする。

第６条を第５条とし、第７条から第９条までを１条ずつ繰り上げる。

第10条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条第１項中「指定管理者」を「市長」に、「利用料金」を「使用料」に改め、同条第２項中「利用料金」を「使用料」に、「別表２」を「別表第２」に改め、「の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるもの」を削り、同条を第９条とする。

第11条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「指定管理者」を「市長」に、「あらかじめ市長の承認を得て、利用料金」を「使用料」に改め、同条を第10条とする。

第12条を削る。

第13条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条中「利用料金」を「使用料」に改め、同条ただし書中「利用者」を「利用児童及びその保護者」に改め、「利用料金を」

を削り、「その」を「既納の使用料の」に改め、同条を第11条とする。

第14条の見出しを「(指定管理者による管理)」に改め、同条第３号中「前２号」を「前３号」に改め、同号を同条第４号とし、同条第２号の次に次の１号を加える。

⑶　第14条第１項に規定する利用料金に関する業務

第14条を同条第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

児童クラブの管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

第14条を第12条とし、同条の次に次の２条を加える。

(指定管理者による休業日等の変更)

第13条　指定管理者は、第４条及び第５条の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、児童クラブの休業日及び利用時間等を臨時に変更することができる。

(利用料金)

第14条　第12条第１項の規定により児童クラブの管理を指定管理者に行わせる場合において、利用児童の保護者は、第９条第１項の規定にかかわらず、児童クラブの利用料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納入しなければならない。この場合において、第10条及び第11条の規定は、適用しない。

２　利用料金の額は、第９条第２項の使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

３　利用料金は、指定管理者の収入とする。

４　指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

５　既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、利用児童及びその保護者の責めに帰することができない理由により児童クラブの利用を中止した場合であって、市長が利用料金を返還することを相当と認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

第15条を第16条とし、第14条の次に次の１条を加える。

(読替規定等)

第15条　第12条第１項の規定により児童クラブの管理を指定管理者に行わせる場合における第６条から第８条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるの

は、「指定管理者」と読み替えることができる。

２　第12条第１項の規定により児童クラブの管理を指定管理者に行わせる場合において、この条例及びこの条例に基づく規則に定めるもののほか、児童クラブの管理及び運営に関し必要な事項は、指定管理者が市長の承認を得て定めることができる。

別表１を別表第１とする。

別表２を次のように改める。

別表第２（第９条関係）

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>単位期間</th><th>利用児童１人当たりの金額</th><th>学校休業期間の加算額</th></tr>
<tr><td colspan="2">年間を通して利用する場合（年度途中の利用又は中止を含む。）</td><td>１月</td><td>8,000円</td><td>夏季休業　8,000円
冬季休業　2,000円
学年末休業　1,000円
学年始休業　1,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="4">学校休業期間に限り利用する場合</td><td>夏季休業</td><td>夏季休業の期間</td><td>20,000円</td><td></td></tr>
<tr><td>冬季休業</td><td>冬季休業の期間</td><td>4,500円</td><td></td></tr>
<tr><td>学年末休業</td><td>学年末休業の期間</td><td>3,000円</td><td></td></tr>
<tr><td>学年始休業</td><td>学年始休業の期間</td><td>3,000円</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">第４条各号に掲げる休業日に開業する場合</td><td>年間を通して利用している利用児童</td><td>１日</td><td>1,500円</td><td></td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td>１日</td><td>2,000円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">一時利用（月７日以内）
ただし、実施可能な児童クラブのみ</td><td>１日</td><td>500円</td><td>500円</td></tr>
<tr><td colspan="2">延長利用（午後６時～午後７時）</td><td>１日</td><td>200円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">第５条第２項ただし書の規定による利用（午前７時30分～午前８時）</td><td>１日</td><td>200円</td><td></td></tr>
</table>

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に改正前の第４条の規定により指定を受けている指定管理者は、この条例による改正後の第12条第１項の規定により指定を受けた指定管理者とみなす。

３　前項の規定により指定管理者とみなされたものの指定の期間は、なお従前の例による。